## 町営建設工事入札契約苦情対応要領

平成25年8月30日制定住町推第110号

(趣旨)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、町が発注する建設業法(昭和24 年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「町営建設工事」 という。)の入札契約の過程に係る苦情申立てに関する手続について必要な 事項を定めるものとする。

(対象工事等)

- 第2 この要領による苦情対応の対象となる町営建設工事及び措置は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格等に関する 規程(平成19年住田町告示第13号)第10条に定める住田町営建設工事 請負資格審査委員会に付議した工事
  - (2) 住田町財務規則第123条に基づき設計額が130万円を超える随意契約に係る町営建設工事
  - (3) 町営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)の 規定により行われた指名停止、警告又は注意の喚起の措置(以下「指名停止 等措置」という。)

(苦情窓口)

- 第3 入札担当課及び当該町営建設工事を所管する課等(以下「工事担当課等」) に苦情窓口を設置し、次に掲げるとおり町営建設工事の入札契約の過程に係る苦情を受け付けるものとする。
  - (1) 入札担当課 工事契約担当課が執行した入札に関する苦情及び指名停止 等措置に関する苦情
  - (2) 工事担当課等 当該工事担当課等が執行した入札に関する苦情 (口頭による説明等)
- 第4 苦情窓口における説明は、職員が口頭により行うものとする。
- 2 前項の職員の口頭による説明に対し、なお不服のある者は、町長に書面により苦情申立てを行うことができるものとする。

(苦情申立て)

第5 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次に掲げるとおりと

する。

(1) 指名競争入札

町営建設工事競争入札参加資格者のうち、入札が執行された町営建設工事と同一の工事種別に登録されている者で、当該町営建設工事に指名されなかったことに対して不服があるものは、町長に対し、当該指名されなかったこと又は指名競争入札に付したことに対する理由の説明を求めることができる。

(2) 随意契約

契約が行われた町営建設工事と同一の工事種別に対応する建設業法の建設 工事の種類について同法第3条第1項に規定する許可を受けている者で、当 該町営建設工事の契約の相手方として選定されなかったことに対して不服が あるものは、町長に対し、当該選定されなかったこと又は随意契約にしたこ とに対する理由の説明を求めることができる。

(3) 指名停止等措置

措置基準による指名停止、警告又は注意(以下「警告等」という。)を受けた者で、当該措置に対して不服のあるものは、町長に対し、当該措置を行った理由の説明を求めることができる。

(苦情申立ての方法)

- 第6 第4第2項の規定により書面により苦情申立てをしようとする者は、次に 掲げる事項を記載した書面(以下「苦情申立書」という。)により行わなけ ればならない。
  - (1) 苦情申立人の住所及び氏名
  - (2) 苦情申立ての対象となる工事名及び工事場所
  - (3) 不服のある事項
  - (4) 前号の根拠となる事項

(苦情申立ての期間)

- 第7 苦情申立ては、次に掲げる期間(以下「苦情申立期間」という。) に行わなければならない。
  - (1) 指名競争入札

当該町営建設工事に係る指名理由を公表した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

(2) 随意契約

当該町営建設工事に係る随意契約理由を公表した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)

(3) 指名停止等措置

ア 指名停止

当該指名停止の期間内(休日を除く)

## イ 警告等

当該警告等の措置の通知を行った日の翌日から起算して2週間以内(休日を除く。)

(苦情申立てへの回答)

第8 町長は、苦情申立てがあった場合は、苦情申立人に対し苦情申立期間の最終の日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に苦情申立回答書(様式第1号。以下「回答書」という。)により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(苦情申立ての却下)

- 第9 町長は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠く と認められるときは、その申立てを却下することができる。
- 2 町長は、前項の規定により申立てを却下するときは、苦情申立人に対し、苦情申立却下通知書(様式第2号)を送付するものとする。

(苦情対応結果の公表)

第10 町長は、第8の規定により回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書 の写しを閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

(補則)

第11 苦情申し立ては、原則として、入札契約手続きの執行を妨げないものと する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行する。